平成２７年（フ）第２４７６号
大阪府寝屋川市田井西町27番10号
破産者　上田　正勝
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２５号
大阪市城東区関目６丁目６番24―1303号　永野方、前住所大阪市旭区高殿１丁目２番３号
破産者　シェリームバスこと　日髙　幸司
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０４号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目７番39号
破産者　川﨑　基之
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３７号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―722号
破産者　井川　達
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６３号
大阪府吹田市穂波町７番26号、前住所大阪市住之江区東加賀屋２丁目15番18号　（メゾンアッシュ303）
破産者　鴻池　広志
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１６９号
大阪市住吉区墨江４丁目１番８号　エクセシオール　102号
破産者　金光　正一
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１５号
大阪府大東市津の辺町21番７号、前住所大阪府守口市金田町１丁目13番５号
破産者　余﨑　光男
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５５号
大阪府大東市錦町７番15号
破産者　東　要
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５２号
大阪府富田林市喜志町３丁目７番５―510号
破産者　柳本　正人
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
大阪府和泉市下宮町14番地の３
破産者　飯阪　郁朗
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール303号
破産者　特選みやこと　宮副　剛
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県淡路市育波47番地
破産者　金生丸水産こと　小溝　達也
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県洲本市五色町都志777番地、前住所兵庫県南あわじ市八木馬回272番地
破産者　スーパー丸鮎こと　水田　雄史
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第９６号
奈良市南京終町665番地の１　マヤ・レジデンス南京終205号
破産者　齋藤司法書士事務所こと　齋藤　靖
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０７号
奈良県奈良市大安寺３丁目11番33―102号、破産手続開始決定時の住所奈良市西九条町３丁目２番地の13　ソファレ堀井A105号
破産者　大村　高一
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３６号
岡山県都窪郡早島町早島3529番地８プレジール早島Ｂ―201
破産者　亀山　忠次
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２５９号
千葉市中央区道場南１―14―８、住民票上の住所千葉県成田市加良部１丁目８番地（106号室）
破産者　鎌形　縁
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８９７号
福岡市南区大橋２丁目14番16号
破産者　澤田　和久
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０１号
福岡県筑紫野市大字下見165番地35、前住所福岡県筑後市大字山ノ井203番地２　コスモ筑紫1108号
破産者　宮崎　豊起
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部